

沖縄県立八重山病院
医療文書電子管理システム導入業務

プロポーザル実施要領

令和4年9月9日

沖縄県立八重山病院

1 プロポーザル実施要領の位置づけ

本プロポーザル実施要領は、沖縄県立八重山病院（以下、当院という。）が実施する「沖縄県立八重山病院医療文書電子管理システム導入業務」（以下、本プロポーザルという。）について、公募型プロポーザル方式により決定するために交付するものである。

プロポーザル実施要領は、以下により構成される。

- (1) プロポーザル実施要領
- (2) プロポーザル実施要領添付資料
 - ア 別添資料 1 仕様書
 - イ 別添資料 2 提案書類作成要領及び様式集
 - ウ 別添資料 3 審査基準書

2 プロポーザルに付する事項

- (1) 調達物品名 沖縄県立八重山病院医療文書電子管理システム
- (2) 内容 別添資料 1 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 5 年 1 月 22 日まで
- (4) 稼働予定日 令和 5 年 1 月 23 日
- (5) 導入初期費用の契約金額上限
30,000,000 円未満（消費税及び地方消費税の額を含む）
- (6) 納入場所 沖縄県立八重山病院
- (7) 問い合わせ先 〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里 584-1
沖縄県立八重山病院 総務課
電話番号 0980-87-5557
Email xx036056@pref.okinawa.lg.jp

3 プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) プロポーザル参加資格確認申請書を提出した日から契約締結日までの期間において、沖縄県から指名停止がなされていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団が実質的に支配する又はこれに準じるものとして排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (5) 病床数 300 床以上の病院において、医療文書電子管理システムを納品し、現に稼働して

いる実績があることを証明した者であること。

- (6) プロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーは、病床数 300 床以上の病院に医療文書電子管理システムを導入した実績があること。

4 プロポーザル日程

日程	実施事項
令和 4 年 9 月 9 日（金）	公告
令和 4 年 9 月 9 日（金）午前 9 時から	プロポーザル実施要領等の交付
令和 4 年 9 月 9 日（金）午前 9 時から 令和 4 年 9 月 20 日（火）午後 5 時まで	プロポーザル実施要領等に関する質問の受付
令和 4 年 9 月 9 日（金）午前 9 時から 令和 4 年 9 月 20 日（火）午後 5 時まで	プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書類提出の受付
令和 4 年 9 月 22 日（木）	プロポーザル参加資格確認結果通知
令和 4 年 9 月 29 日（木）午後	対面審査
令和 4 年 9 月下旬又は 10 月上旬	優先交渉権者決定
令和 4 年 10 月上旬	契約締結予定

5 プロポーザル手続き

- (1) プロポーザル実施要領等の交付

令和 4 年 9 月 9 日（金）午前 9 時以降、当院ホームページよりダウンロードすること。

- (2) プロポーザル実施要領等に関する質問の受付

ア 受付期間 令和 4 年 9 月 9 日（金）午前 9 時から令和 4 年 9 月 20 日（火）午後 5 時まで

イ 受付方法 質問者（商号又は名称）及び連絡窓口（担当部門、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）並びにプロポーザル実施要領等に関する質問内容を質疑応答表（様式 1）の Excel ファイルに簡潔にまとめて記入の上、2(6)の Email へ電子メールにファイル添付し、期限必着にて送信すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

ウ 回答方法 質問に対する回答は、質問者が質疑応答表（様式 1）に記載した担当者宛に、電子メールにファイル添付して行う。すべての質疑に対する回答は当院ホームページに掲載する。

- (3) プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書類提出の受付

ア 受付期間 令和 4 年 9 月 9 日（金）午前 9 時から令和 4 年 9 月 20 日（火）午後 5 時まで

イ 提出場所 2(6)の場所

ウ 提出部数 提案書類作成要領及び様式集（別添資料 2）の 2 に定めるところによる

エ 提出方法 持参または郵送

ただし、郵便の場合は書留郵便とし、令和 4 年 9 月 20 日（火）午後 5 時

までに必着とする。

(4) プロポーザル参加資格確認結果通知

ア 通知期限 令和4年9月22日(木)

イ 通知方法 審査結果を書面にて通知する。

(5) 対面審査

ア 審査日時 令和4年9月29日(木)午後(詳細な時間は令和4年9月22日(木)以降に通知する。)

審査の順番は提案書の提出が早かった者から順に希望する順番で行うことができるものとする。なお、提出が同時の場合は、提出時にくじ引きにて希望を出す順番を決定する。

イ 審査場所 沖縄県立八重山病院内

ウ 審査内容 1社当たり30分とし、企画提案内容の説明20分及び質疑応答10分を実施する。

エ 出席者数 1社当たり2名以内(プロジェクトリーダーは必ず出席し、企画提案内容の説明を行うこと。)

出席する2名以外のオンラインツールによるリモート参加は可とする。

6 その他

(1) 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 本プロポーザルに関し、当院医療文書電子管理システム選定委員会の委員に接触を求めた場合

イ 本プロポーザルに関し、審査の公平性を害する行為を行った場合

ウ 参加表明書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

(2) 提出書類の無効

提出された書類が、次のいずれかに該当する場合、無効となり、参加資格を失うことがある。

ア 提出方法、提出期限、提出場所が遵守されていないもの

イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 経費の負担

本プロポーザルの参加に要するすべての経費は、参加者の負担とする。

(4) その他

ア 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

- イ 提案書類の提出は、1者につき1案とする。
- ウ 提案書類を提出した者は、その内容に関し説明を求められた場合、それに応じる義務を有するものとする。
- エ 提出された書類は、返却しない。
- オ 提出された書類に虚偽の記載をした場合、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- カ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- キ 提出された書類及び審査結果は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。公表を求めない場合には、その旨を記載すること。記載の無い場合は公表に同意したものとする。なお、公表を求めない場合においても、「公表を求めない旨」は公表するものとする。
- ク 参加者名を公表することがある。
- ケ 公表している資料を除き、当院より受領した資料は、事務局の了解なく公表・使用することはできない。
- コ 提出期限以降における提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。
- サ 提出された書類に記載したプロジェクトマネージャー及びプロジェクトリーダーは、本調達における進捗状況、各種提案を直接行う者で、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
- シ 預かった個人情報、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。
- ス 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- セ 本プロポーザルに係る予算については、調達額の全部又は一部を企業債の発行により充当するため、総務省同意が得られなかった場合、本契約を解除する場合がある。この場合の契約解除に係る損害賠償額は、別途協議するものとする。
- ソ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当院来院時にはコロナワクチン3回目接種証明書または来院前3日以内のPCR陰性証明書を提出すること。